

広島県警察第三機動隊の組織及び運用に関する訓令

昭和51年4月30日

本部訓令第12号

この訓令は、大災害、騒乱その他の大規模警備事案に対処する臨時の警察部隊である広島県警察第三機動隊の組織及び運用を定めたもの。